

平成 20 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式 I）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 憲 法

## 〔問 題〕

以下の設例を読み、問いに答えなさい。なお、設例は現行の法令等を一部改変して作成した架空のものである。

Xは、Y市で病院を経営する医療法人であるが、病院名を「〇〇乳腺病院」へと変更することを内容とする定款変更の認可を申請した。しかし、Y市は、以下の理由により、不認可処分を行った。Xは、この不認可処分の取消を求めて訴えを提起した。

- 医療法 A 条によれば、医療機関が広告することができるのは、同法 B 条に列記された診療科名に限られる。それ以外の、診療科名又は診療科名と紛らわしい文言については、これを「病院の名称」としても用いることは許されない。「乳腺」の名称は医療法によって広告が認められている診療科名に該当しない。「乳腺」は、身体の部位を指すものとして、医療法が広告を禁ずる「診療科名又は診療科名に紛らわしい文言」に当たる。
- 「乳腺」が診療科名として採用されなかったのは、医道審議会が平成 8 年に厚生大臣（当時）に宛てて、「乳房部疾患の医療に取り組んでいる外科、婦人科等との整理・区分が必ずしも十分でなく、また、乳房部疾患を専門的にみる診療体制が十分整っている診療分野と考え難い」との意見書を提出したためである。

小問 1 X は、どのような憲法上の主張をすると考えられるか。簡潔に述べなさい。(35点)

小問 2 この問題に関する、あなた自身の考え方を述べなさい。(65点)



# 民法

## 〔問題〕

A男とB女は夫婦であり、両者の間には1人息子Cがいた。Aは、平成14年8月から病院に入院していたが、その間、BとCは、Aの所有する甲不動産（土地・建物）で暮らしていた。Aは、甲不動産のほかに乙不動産（土地・建物）も所有していたところ、乙不動産の方は、平成10年4月から平成15年3月までは、Dに月20万円の家賃で賃貸していたが、平成15年3月にDとの賃貸借契約が終了した後は、空き家のままになっていた。

平成16年11月10日、Bは、Aから預かっていた実印等を用い、Aの承諾を得ないまま、Aの代理人と称して乙不動産をEに売却する契約を締結した。乙不動産の移転登記と引渡しは、同年12月20日に、代金支払と引き換えに行われることとされた。このようにAに断らずにその財産を処分することについては、Bには後ろめたい気持ちもあった。しかし、Aが入院した後、Aの収入が途絶えただけでなく、Aの看護のためにBも仕事を辞めてしまったので、家計収入が激減した。さらに、平成15年4月以降は、乙不動産の家賃収入も得られなくなったことに加え、医療費等の出費はかさみ、また、当時私立医大に在学中であったCの学費も相当額に及んだため、生活に窮するような状態に陥っていた。そのような中で、BはEから、乙不動産を売却してくれないかとの話を持ちかけられ、その価格等の条件も満足のいくもののように思えたので、当該売買を行うことにしたものであった。もっとも、その当時、Aは大手術を受けた直後であったので、Aに余計な心配をかけるのはよくないと思い、結局、Aの承諾を得ないままであったが、Bは、いずれAの病状が落ち着いたら、Aにこのことを説明して事後的な了承を得ればよいと考え、できれば、履行期である12月20日までは、Aの了承を得たいと考えていた。

- (1) ところが、Bは、Aに乙不動産の売買のことを説明する間もないまま、インフルエンザにかかって平成16年12月5日に死亡し、AとCの2人がBを相続した。この場合におけるA・C・Eの法律関係につき論じなさい。
- (2) (1)の事態の後、さらに平成16年12月18日には、Aが、Bによる乙不動産売却の事実を知らないまま、入院していた病院で死亡し、CがAを相続した。この場合におけるC・E間の法律関係につき論じなさい。
- (3) 上記と異なり、Aが平成16年12月5日に死亡してBとCがAを相続した後、さらにBが同年12月18日に死亡し、これをCが相続した。この場合、法律関係につき小問(2)の場合との違いは生ずるか、説明しなさい。



# 刑 法

## 〔問 題〕

以下の事案における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

甲は、ある日の午後、近くのコンビニの入口脇にあるゴミ箱の前で、K 県公安委員会発行の A に対する普通自動車運転免許証や W 大学発行の B の身分証明書、C をカード会員とする T 社発行のクレジットカード等が入った札入れを拾った。それらは、一見して色々な機会に盗んだ物を集めたものであることが明らかで、持ち歩いていた人間がコンビニに出入りする際に何らかの理由で落としたか、あるいは、捨てようとしたものであると思われたが、甲は、咄嗟に、免許証を使用して他人名義の預金口座を開設し、通帳とキャッシュカードを入手の上、これらをインターネット上で売って一儲けしようとするにいたり、札入れごと自宅に持ち帰った。ちなみに、その札入れは、甲が拾う数分前に、コンビニで買い物したスリ X がポケットに入れたつもりで落としたものであり、落としたことに気づいて引き返してきた X は、甲が札入れを拾う後ろ姿を間近から見たものの、取り返すまでにはいたらなかったものであった。

翌日、甲は、M 銀行 N 支店に赴き、A 名義の「口座開設のお客さま用新規申込書」を作成し、近くの文具店で購入した A という<sup>みょうじ</sup>名字が刻された印鑑を押捺した上、自分が A 本人であるかのように装って、A の運転免許証・印鑑および現金10円とともに、これを窓口係員 O に提出した。所定の手続を処理し終わり、でき上がった預金通帳を甲に交付しようとした O は、まさに手渡そうとする時点で、同僚 P から、甲が提出した申込書に不自然なところがあると耳打ちされたため、カウンターまで来ていた甲に対し「少々お待ち下さい。」と言って事実を確認しようとしたところ、甲は、カウンター越しに手を伸ばして O から通帳をひったくり、それを持って支店出入口に向かって走り出した。O の「取り戻して下さい！ 止めて下さい！」と叫ぶ声を聞いたフロア警備員 Q は、出入口を走り抜けようとした甲に組み付き、通帳を取り戻そうとして揉み合いになり、これを甲から奪い返した。乙は、たまたま N 支店内にいた甲の遊び仲間であるが、甲と Q との揉み合いの様子を見て直ちに総ての事情を了解し、甲を逃げさせてやろうと思って走り寄ったところ、甲から「乙、頼む！」という声が掛かったので、Q の頭を背後から思い切り殴りつけ、同人を失神させて、甲を Q から解放した。そこで、甲・乙は<sup>からて</sup>空手のまま急いで N 支店から逃げ出したが、その際、甲・乙のいずれかが同支店に入ろうとする L と正面からぶつかり、L に大ケガをさせた。ただし、L にぶつかることについては甲と乙に共謀は認められず、また、ぶつかったのが甲であるか、乙であるかも証拠によっては明らかにならなかった。



